

第 1 章

計画策定にあたって

- 第 1 節 計画策定の趣旨
- 第 2 節 計画の位置づけ
- 第 3 節 計画の期間
- 第 4 節 前計画策定時からの主な制度改正
- 第 5 節 計画策定の体制
- 第 6 節 日常生活圏域
- 第 7 節 アンケート調査の実施

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

我が国の65歳以上の高齢者人口は、平成26年版高齢社会白書（内閣府）によると、平成25年10月1日時点で、過去最高の3,190万人で、総人口に占める割合（高齢化率）も25.1%に達しています。また、高齢者人口のうち、「65～74歳人口」は1,630万人で総人口に占める割合は12.8%、「75歳以上人口」は1,560万人で、総人口に占める割合は12.3%となっており、4人に1人が65歳以上の高齢者、8人に1人が75歳以上の後期高齢者という先進国の中でも類を見ない速さで高齢化が進行しています。

みよし広域連合においては、平成26年10月1日時点で高齢者人口15,948人、高齢化率は36.0%となっており、この数値は、平成24年1月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した平成52年の全国平均（36.1%）と同程度となっており、全国よりさらに四半世紀以上高齢化が進行している状況と言えます。

介護保険制度は、高齢化社会における介護問題を解決するため、介護を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月に創設され、現在では高齢者を支える制度として定着しています。

みよし広域連合では介護保険制度の開始以降、介護保険事業計画を策定し、各種サービスの見込量や、各種施設の必要数、介護予防事業などの地域支援事業について計画し、その計画に沿って事業を推進してきました。

こうした状況の中、今後、高齢化がますます進むうえ、高齢者の単独世帯や高齢者のみの世帯、認知症高齢者はさらに増加することが予測されており、団塊の世代全てが75歳以上となる平成37年（2025年）を見据え、地域の実情にあった「地域包括ケアシステム」を構築するため、平成27年度から介護保険制度が大幅に見直されることとなりました。

そこで、平成27年度から平成29年度までの3年間において、みよし広域連合における介護保険制度の円滑な実施を図るため、みよし広域連合と構成市町である三好市、東みよし町が連携を図り、県の支援計画および国の介護保険事業に係る基本方針等を踏まえながら、介護保険制度運営の基本となる各種サービスの見込量等を定め、また、在宅医療・介護連携の強化、地域ケア会議の推進、総合的な認知症施策の推進、生活支援・介護予防の基盤整備等、中長期的な視点に立った計画として『第6期みよし広域連合介護保険事業計画』を策定することとします。

第2節 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

本計画は、介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画として、みよし広域連合の介護保険事業に関する事項を定めるもので、別途各市町が定める老人福祉法第20条の8に規定される老人福祉計画と整合性を図るものとします。

(2) 他の関連計画との連携及び整合性

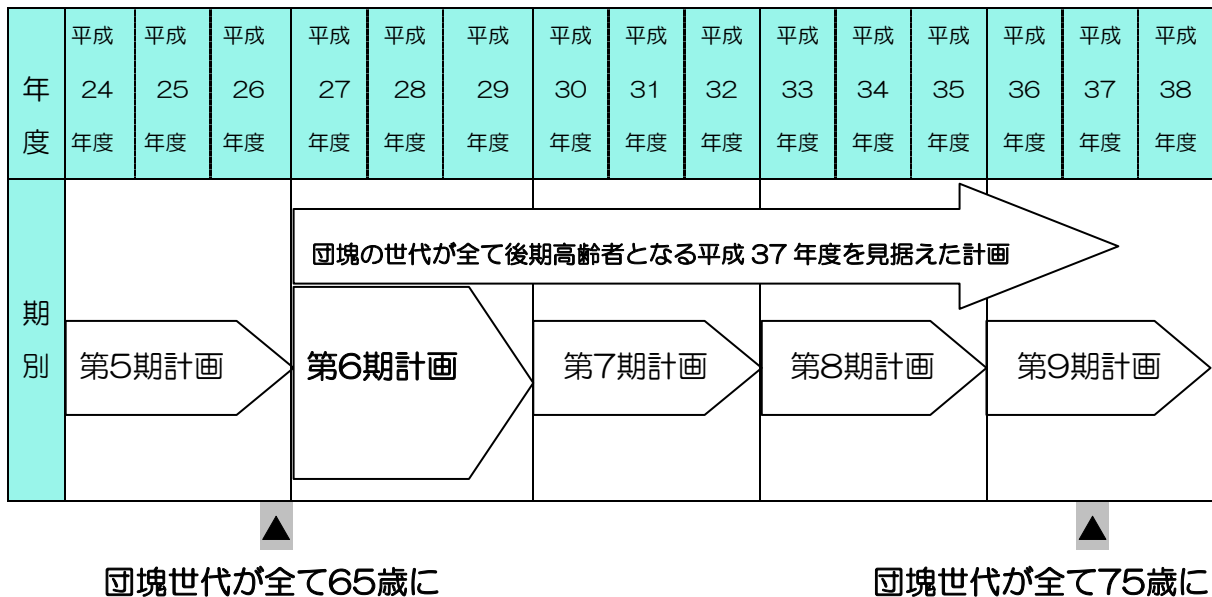
計画の策定にあたっては、三好市と東みよし町が主体的に計画推進に取り組む「高齢者（保健）福祉計画」と本介護保険事業計画との十分な連携のもと、制度の基本理念に沿って、双方が主体的に取り組むものとします。

また、本計画は、地方自治法に規定する「市町村総合振興計画」の基本構想に即して定めるほか、医療、保健、福祉に係る計画と調和を保つものとします。

第3節 計画の期間

計画期間は、平成27年度から平成29年度の3年間です。

ただし、団塊の世代が全て後期高齢者となる平成37年度を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に伴い計画の見直し等の必要が生じた場合には改定等を行うものとします。



第4節 前計画策定時からの主な制度改正

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により、医療法、介護保険法等の関係法律が改正されました。介護保険制度は、「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」の2点から改正が行われ、平成27年度以降順次施行されます。

(1) 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防の充実を図ることとされています。

① サービスの充実

地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実を図る。

ア) 医療・介護連携の推進

イ) 認知症施策の推進

ウ) 地域ケア会議の推進

エ) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備

② 重点化・効率化

ア) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業 [平成29年4月から実施]

全国一律の介護予防給付（訪問介護（ホームヘルプ）・通所介護（デイサービス））を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様な担い手（介護従事者、民間事業者、NPO、ボランティア等）による多様なサービスの提供を行えるようにする。

イ) 特養入所の重点化 [平成27年4月から実施]

特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定する（既入所者は除く）。

※ 要介護1・2でもやむを得ない状況等による特例的な入所は可能

(2) 費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減が拡充され、また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担が見直されています。

① 低所得者の保険料軽減を拡充 [平成27年4月から実施]

市民税非課税世帯について、新たに公費を投入し、保険料の負担軽減を図る。

② 重点化・効率化

- ア) 一定以上の所得のある利用者の自己負担を原則1割から2割に引き上げる。〔平成27年8月から実施〕
- イ) 「補足給付」の要件に資産等を勘案
市民税非課税世帯を対象とした、施設利用者の食費・居住費の負担軽減制度である「補足給付」について、以下の要件を加える。
- 一定額を超える預貯金等がある場合は、対象外とする。〔平成27年8月から実施〕
 - 世帯分離している配偶者が市民税課税の場合は、対象外とする。〔平成27年8月から実施〕
 - 補足給付の支給段階の判定に、非課税年金（遺族年金、障害年金）を勘案する。〔平成28年8月から実施〕

第5節 計画策定の体制

(1) 計画策定体制

計画の策定は、「みよし広域連合第6期介護保険事業計画策定委員会」を設置し、平成26年7月から平成27年3月まで計4回の審議を行いました。

この委員会は、学識経験者及び被保険者代表、保健・医療・福祉の関係者に委員として参画いただき、幅広い意見の集約を行いました。

(2) 計画の進行管理

本計画で策定した基本目標・基本施策等の実施及び実現に向けて、三好市並びに東みよし町の関係課及びその他関係機関との連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう支援します。

第6節 日常生活圏域

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案して保険者が定める区域となっています。

みよし広域連合では、本計画期間においても、前期計画に引き続き広域連合全域を1つの日常生活圏域としますが、各地域の実情に応じた施策を展開していきます。

また、「地域包括ケアシステム」の構築について段階的な取り組みを推進する上で、今後のサービス基盤整備、公的サービスの展開、人口、高齢化等の状況を総合的に判断し、圏域の再編等についても柔軟に対応していきます。

第7節 アンケート調査の実施

本計画策定にあたり、主に生活機能の面から高齢者の生活状況を調査し、高齢者の多様なニーズを的確に把握し、高齢者の生活実態に合った計画とするために「日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

＜アンケートの配布・回収の状況＞

対象者：みよし広域（三好市・東みよし町）にお住まいの要介護認定を受けていない65歳以上の方と、要支援1・2、要介護1・2の認定を受けている方

調査期間：平成26年6月3日～平成26年6月30日

調査方法：郵送にて調査票を配布し、返信用封筒にて回収

＜アンケートの配布・回収の状況＞

	配布数 (件)	回収数 (件)	回収率 (%)
三好市	2,855	2,269	79.5
東みよし町	1,145	877	76.6
全体	4,000	3,146	78.7

＜*旧町村別配布・回収の状況＞

	配布数 (件)	回収数 (件)	回収率 (%)
池田町	1,279	1,015	79.4
井川町	398	331	83.2
山城町	449	373	83.1
三野町	382	295	77.2
西祖谷山村	145	109	75.2
東祖谷山村	202	146	72.3
三加茂町	710	534	75.2
三好町	435	343	78.9
合計	4,000	3,146	78.7

